①人件費の状況 (平成 22 年度普通会計決算)

住民基本台帳人口 (平成23年3月31日現在)	歳出額(A)	実質収支	人件費(B)	人件費率 (B/A)	
17,608 人	67億8,289万8千円	7,362 万 3 千円	13億235万2千円	19.2%	

人件費には、特別職に支給される給与や報酬などが含まれています(千円未満四捨五入)。

②職員給与費の状況 (平成 22 年度普通会計決算)

	融吕粉 (∧)		給 与	,费		1人当たりの
	職員数(A)	給料	職員手当	期末·勤勉手当	計 (B)	給与費(B/A)
	125 人	4億8,249万9千円	6,440万6千円	1億7,671万6千円	7億2,362万1千円	579 万円

- 1) 職員手当には、退職手当は含まれていません(千円未満四捨五入)。
- 2) 職員数は、平成22年4月1日現在の人数です。

③職員の平均給料月額と平均年齢の状況 (平成 23 年4月1日現在)

		一般行政職		技能労務職			
区分	平均給料月額	平均給与月額 (国ベース)	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額 (国ベース)	平均年齢	
鞍手町	32万118円	34 万2,768 円	43.7 歳	31 万2,203 円	31 万6,403 円	50.2 歳	
玉	32万7,205円	39万7,723円	42.3 歳	28 万3,862 円	32万1,662円	49.5 歳	

- 1) 一般行政職とは、行政職の職員のうち、税務職と保健師職の職員を除いたものです。
- 2) 平均給料月額とは、平成23年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均です。
- 3) 平均給与月額とは、給料月額と毎月支払われる諸手当の額を合計したものであり、国家公務員と同じベースで再計算したものです。

④職員の初任給の状況 (平成23年4月1日現在)

区分	一般彳	技能労務職	
	大学卒	高校卒	高校卒
鞍手町	16万1,600円	14万100円	13万7,200円
国	16万1,600円	14万100円	_

国の大学卒初任給は、国家公務員Ⅲ種適用の場合です。

⑤職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況 (平成 23 年 4 月 1 日現在)

区分	一般彳	丁 政職	技能労務職
<u></u>	大学卒	高校卒	高校卒
経験年数10年以上15年未満	25 万6,713 円	23万100円	該当者なし
経験年数15年以上20年未満	29万9,300円	26 万7,308 円	24万7,979 円
経験年数20年以上25年未満	34 万8,500 円	30 万9,056 円	該当者なし

- 1)経験年数とは、卒業後直ちに採用された場合は採用後の年数を、採用前に民間などに勤務した経歴がある場合は、その期間を換算し、採用後の年数に加算した年数をいいます。
- 2) 平成23年地方公務員給与実態調査に基づくものです。

⑥期末・勤勉手当の状況

□	区分		22 年度支給害	 合	平成 23 年度支給割合			
	刀 刀	6月	12月	計	6月	12月	計	
鞍手町	期末手当	1.25 月分	1.35 月分	2.60 月分	1.225 月分	1.375 月分	2.60 月分	
" 野 一 一 四]	勤勉手当	0.70月分	0.65 月分	1.35 月分	0.675 月分	0.675 月分	1.35 月分	
ET.	期末手当	1.25 月分	1.35 月分	2.60 月分	1.225 月分	1.375 月分	2.60 月分	
国	勤勉手当	0.70月分	0.65 月分	1.35 月分	0.675 月分	0.675 月分	1.35 月分	

安手町職員の 公表します





主な内容について次のとおり公表します基づいて支給されています

一 ではいろいろな仕事をしています 町ではいろいろな仕事をしています

7退職手当の状況 (平成 23年4月1日現在)

区分		勤続20年	勤続25年	勤続35年	最高限度	1人当たり平均支給額
鞍手町	自己都合	23.5月分	33.5月分	47.5月分	59.28月分	167万2千円
牧士叫	勧奨・定年	30.55月分	41.34月分	59.28月分	59.28月分	2,267 万 7 千円
Œ	自己都合	23.5月分	33.5月分	47.5月分	59.28月分	
国	勧奨・定年	30.55月分	41.34月分	59.28月分	59.28月分	

¹人当たり平均支給額は、平成22年度に退職した職員に支給された金額です。

⑧その他の手当の状況 (平成 23 年 4 月 1 日現在)

手当の名称	内 容	1 人当たり 平均支給年額	手当の名称	内 容	国の制度との異同	
地域手当	平成 21 年度より廃止 0 [扶養手当	配偶者 1 万 3,000 円、その 他の扶養親族は 1 人につき 6,500 円	同	
	危険・困難などに指定した					
特殊勤務手当	業務に従事する職員に支 給。伝染病防疫作業手当、 行旅病人および死亡人取扱 作業手当、し尿処理場作業 手当がある	0円	住居手当	借家・借間などの居住にか かる費用を負担している職 員に月額2万7,000円を限 度に支給	同	
				最も経済的かつ合理的と認 められる通常の通勤経路・方		
時間外勤務手当	正規の勤務時間外に勤務し た職員に支給	14 万5,000 円	通勤手当	法により算出した額(例: 2 キロ以上5キロ未満の自家 用車使用月額2,000円)	同	

¹人当たり平均支給年額は、平成22年度に支給された金額です。

⑨特別職の報酬などの状況 (平成 23 年 4 月 1 日現在)

区分	給	料	報酬				
	町 長	副町長	議長	副議長	議員		
報酬などの月額	69万8,000円	61 万円	30万8,000円	25万8,000円	24 万3,000円		
期末手当	(平成 22 年度支統	(平成 22 年度支給割合) 6月期···1.25月分、12月期···1.35月分、計···2.60月分					
ガルナヨ	(平成 23 年度支約	合割合) 6月期…1	··1.225 月分、12 月期···1.375 月分、計···2.60 月分				

- 1) 平成 22 年7月から平成 26 年3月まで町長 10%、副町長 7%の減額特例措置を行っています。(一般職に含まれる教育長についても 5%の減額)
- 2) 平成 23 年4月から特別職の報酬の改定を行いました。

⑩部門別職員数の増減状況 (平成 23年4月1日現在)

	部門一般行政(福祉関係を除く)									;	福祉関係	一般行政計	
区	分	議会	総務	税務	労働	農水	商工	土木	小計	民生	衛生	小計	一7文1]以訂
職	平成 22 年	3	34	9	0	5	1	10	62	37	10	47	109
職員数	平成 23 年	3	32	10	0	6	1	11	63	33	8	41	104
人	対前年増減数		△2	1		1		1	1	∆4	△2	△6	△5

	部門特別行政				公'	営企業な	ど		総合計	
区	分	教育	小計	病院	水道	下水道	その他	小計	心口目	
職	平成 22 年	17	17	149	9	3	27	188	314	
職員数	平成 23 年	17	17	145	8	4	26	183	304	
入	対前年増減数			∆4	△1	1	△1	∆5	△10	





(11) 一般行政職の級別職員数状況 (平成 23 年4月1日現在)

区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	
標準的な職務内容	主事	主任主事	主査	主幹	班長	課長	課長	計
職員数	3人	4人	45人	25人	22人	10人	0人	109人
構成比	2.8%	3.7%	41.3%	22.9%	20.2%	9.2%	0%	100%

鞍手町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。

⑫職員の厚生福利制度の状況

職員の健康管理

労働安全衛生法に基づき、職員の健康管理状況を把握し、 健康障害や疾病を早期に発見するため、

全職員を対象として定期健康診断を行っています。

定期健康診断の実施状況 (平成22 年度決算)

受診者数	302 人
町費負担額	189 万6,688 円



職員の福利厚生

地方公共団体は、地方公務員法第42条の規定に基づき、

職員の健康維持や元気回復などの福利厚生計画を立て、実施しています。

鞍手町では、社会保険制度として加入している福岡県市町村職員共済組合が、

地方公務員等共済組合法に基づき、職員と市町村が分担して拠出した財源を使って主に次のような事業を行っています。

福岡県市町村職員共済組合の福利厚生事業

主な事業	内 容	
短期給付事業	病院にかかったときの医療費などの保健給付、休業給付	
長期給付事業	年金などの給付	
福祉事業	健康の維持・増進に関する保健事業	

なお、これ以外にも、職員が納めた会費で運営されている鞍手町職員互助会が、各種厚生事業を行っています。 ※鞍手町職員互助会に対する町からの補助金は平成 20 年度より廃止されています。





給与に関する 2つの疑問に お答えします。

会料と給与、報酬は どう違うの?

A 給料とは、鞍手町の給与条例に規定 している給料表に基づき支払われる ものです。

給与とは、給料と諸手当を含めて支払われるものです。

また、報酬は議会議員や非常勤の特別職 などに支払われるものをいいます。

Q ラスパイレス指数って 何のこと?

本 地方公務員の給与水準を表す物差しです。

国家公務員の行政職の給与を 100 とした場合の値を算出することで、その地方自治体の給与の水準を図ることができます。

この指数は、自治体によって違いがあり、 鞍手町の場合、一般行政職の職員のラスパイレス指数は93.8(平成23年4月1日 現在)となっています。